

がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業補助金交付要領

(目的)

第1条 知事は、がん患者の治療と社会参加を支援し、療養生活の質の維持・向上を図るため、がん患者ががんの治療に伴う外見の変化を予防または補完する医療用ウィッグなどの補正具等（以下「補正具等」という。）を購入する際の経費に対して、各年度の予算の範囲内において、がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示239号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要領による補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請時に三重県内に住所を有していること
- (2) がんの治療を受けた者または現に受けている者であること
- (3) 補正具等の購入が令和5年4月1日以降であり、かつ購入日から1年を超えていないこと
- (4) 過去に本補助金による補助を受けていないこと

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1の第1欄に掲げる経費とし、交付額は、同表第2欄に掲げる基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額に3分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

(申請)

第4条 この要領による補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書兼実績報告書および請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して知事に申請するものとする。

- (1) 領収書の写しなど補正具等を購入したことがわかる書類
- (2) 診療明細書の写しなどがん治療を行っているまたは行っていたことを証する書類
- (3) 氏名、現住所及び生年月日が確認できる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付決定及び支払い)

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは、規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定を行い、交付決定兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、補助金を申請者の指定する金融機関の口座に振込の方法で支出するものとする。

2 知事は、前項の規定による交付額の確定をした日から、30日以内に補助金を交付する。

3 知事は、前項の審査の結果、その申請を適当と認めないときは、その理由等を書面により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱(以下「暴力団排除要綱」という。)別表に掲げる一に該当しないこと。

(2) 暴力団排除要綱第8条第1項に規定する不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(3) この補助金に係る補助金の交付と対象経費について、重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(補助金の返還)

第7条 知事は、虚偽その他の不正手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付した額の全部または一部の返還を命ずることができるものとする。

(台帳の備付け等)

第8条 知事は、補助金の交付の決定状況を明らかにしておくため、台帳(様式第3号)を備え付け、適正に管理するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年5月25日から施行し、令和5年4月1日以降に購入した補正具等の経費に対する補助金について適用する。

(別表1)

1 補助金の対象となる経費	2 基準額
ウィッグまたは装着に必要な頭皮保護用ネットの購入費用 (購入時に理美容室で行うウィッグのカット費用を含む)	30,000 円
乳房の切除による胸部の形の変化に対応するための補正下着、補正パッド または人工乳房の購入費用 (乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く)	
乳がん用バスタイムカバーの購入費用	
その他爪などに生じる症状を予防または補完するもので知事が必要と認めるものの購入費用	